令和7年(2025年)10月15日

熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熊本市 条例第1号)第6条の規定に基づき、令和6年度(2024年度)人事行 政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

熊本市長 大 西 一 史

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和6年度(2024年度)に新たに採用された一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を除く。)を除く。) 及び再任用された職員の状況は、次のとおりである。

【新規採用】				(単位:人)
区分	常勤職員	任期付 職員	会計年度 任用職員 (フルタイム)	合 計
一般行政職	271	11	3	285
教 育 職	306	7	0	313
企 業 職	63	1	26	90
合 計	640	19	29	688

【再任用】			(単位:人)
区分	フルタイム	短時間	合 計
一般行政職	1	31	32
教 育 職	1	25	26
企 業 職	0	0	0
業務職	0	1	1
合 計	2	57	59

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

① 一般行政職:②~④以外の職員

② 教 育 職:教育職員給料表が適用される職員

③ 企 業 職:上下水道局、病院局、交通局で採用した職員

④ 技能労務職:業務職給料表が適用される職員

(2) 職員の退職状況

令和6年度(2024年度)に離職した一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員 (再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を除く。)を除く。)の状況 は、次のとおりである。

(単位:人)

					(半江	• / \ /
区 分	定年退職	早期退職	任期満了	その他	合	計
一般行政職	74	23	108	97		302
教 育 職	106	0	50	121		277
企 業 職	9	14	22	48		93
業務職	23	3	22	17		65
合 計	212	40	202	283		737

[※]免職された者は除く。

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

① 一般行政職:②~④以外の職員

② 教 育 職:教育職員給料表が適用される職員

③ 企 業 職:上下水道局、病院局、交通局で退職した職員

④ 技能労務職:業務職給料表が適用される職員

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(単位:人)

F /		降任				
区分	主査級	主幹級	課長級	部長級	局長級	P年仕
一般行政職	112	123	62	51	9	29
企 業 職	25	10	8	5	0	2
業務職	13	0	0	0	0	0
合 計	150	133	70	56	9	31

(単位:人)

			<u>(平皿・///</u>)
区分	昇	降任	
	園長・教頭	校長	降江
教 育 職	35	31	17

※降任は本人の希望及び管理監督職勤務上限年齢制による降任をいう。

(注) 一般行政職、教育職、企業職、技能労務職の区分は次のとおり。

① 一般行政職:②~④以外の職員

② 教 育 職:教育職員給料表が適用される職員

③ 企 業 職:上下水道局、病院局、交通局で昇任、降任した職員

④ 技能労務職:業務職給料表が適用される職員

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年度4月1日現在)

	部門	Ħ	職員数	(人)	増減数	主な増減理由
	ापत	J	令5	令6	(人)	土な増減性田
		議会	27	30	3	
福	_	総務	773	806	33	庁舎整備、デジタル市役所の実現に向けた体制強化等
祉		税務	208	210	2	
関係	般	労働	3	3	0	
係を除	行	農水	175	176	1	
除く	政	商工	183	195	12	雇用対策のための体制強化等
	以	土木	644	658	14	市電延伸に向けた体制強化等
		小計	2,013	2,078	65	
4 ≕	BB	民生	874	945	71	児童相談所及び生活保護部門の体制強化等
福祉	関 係	衛生	衛生 664		▲ 63	新型コロナウイルス対応業務縮小等
,	νι.	小計	1,538	1,546	8	
	一般行	政計	3,551	3,624	73	
华	寺	教育	4,710	4,826	116	児童生徒の増に伴う異動等
月	}[]	警察			0	
育	文	消防	798	807	9	
Щ	X	小計	5,508	5,633	125	
		病院	743	794	51	看護師の体制強化
1	2	水道	205	205	0	
[]	営 心	下水道	145	145	0	
3	公営企業等	交通	78	76	▲ 2	
<u></u>	争	その他	167	176	9	
		小計	1,338	1,396	58	
	総合	計	10,397	10,653	256	

[※]各年度4月1日現在の職員数

[※]職員数は非常勤職員を除く

2 職員の人事評価の状況(令和6年度(2024年度))

(1) 一般職(教職員を除く)

評価の対象	一般職(教職員を除く)
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価:令和5年(2023年)10月1日 ~ 令和6年(2024年)9月30日 業績評価:令和6年(2024年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価:評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において 発揮された職員の能力を5段階で評価 業績評価:職員があらかじめ設定した業務目標の達成度、その他設定目標 以外の取組により、その業務上の業績を5段階で評価
評価結果の 活用方法	職員の能力開発、人材育成、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

(2) 教職員

評価の対象	教職員(業務職などの一部の職員を除く。)
評価者	一次評価者 二次評価(最終評価)者
評価対象期間	能力評価:令和5年(2023年)10月1日 ~ 令和6年(2024年)9月30日 業績評価:令和6年(2024年)4月1日 ~ 令和7年(2025年)3月31日
評価方法	能力評価:職務遂行に当たり実際に発揮した能力について、職務上取った行動を基に評価を 行う。評価基準、評価項目及び行動内容に照らし、5段階で評価する。 業績評価:校長・園長が立てた学校・園教育目標を基本的な方向として、教職員が具体的目 標等を決め、目標を達成するためのプロセスや、評価基準日にどの程度達成でき たか、貢献できたかを判断し評価を行う。目標以外の業務への取組状況等も踏ま え、5段階で評価する。
評価結果の 活用方法	人材育成、教職員の資質向上、任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 総 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和6年度末)	A		В	B/A	令和5年度の人件費率
R6年度	人	千円	千円	千円	%	%
	729, 138	421, 832, 522	6, 839, 466	88, 868, 916	21.0	20. 1

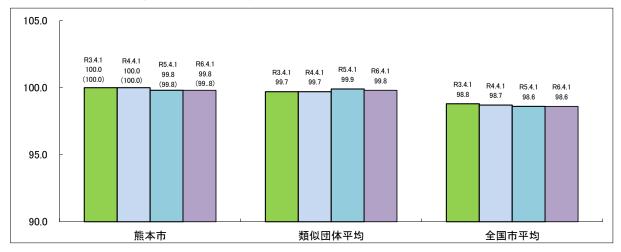
(注)人口は令和7年3月31日の人口です。人件費には、市長、副市長、市議会議員その他特別職に支給する給料、 報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給		費	
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R6年度	人	千円	千円	千円	千円
	9, 257	38, 696, 200	5, 928, 116	15, 463, 809	60, 088, 125

(参考) 一人当たり
給与費 B/A
千円
6, 491

- (注) 1
- 職員手当には退職手当を含みません。 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、 職員数には当該職員を含んでいません。
- (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を 用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した 指数です。
 - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における 国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を 超えている場合について、その理由及び改善の見込み

4 ラスパレイス指数(地域手当補正後ラスパレイス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に 支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況

①日例給

<u> </u>	/I'H										
		人事委員会の勧告									
区 分	<i>)</i>	民間給与		公務員給与		較差		勧告		給 与 改	定率
			А		В	А-В		(改定率)			
R6年度			円		円	9,836	円		%		%
		364,178		354,342		2.78	%	2.78		2.78	
(12)	[[BB AA L	г	1) 7k H M L		+ T. D A KI H	.)	1	7 ()	- 11 L der 2	-

(参	考) 国	Ø	改	定	率	
				2.76			%

「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。 (注)

②特別給(期末·勤勉手当)

0 13/33/	Vが下 30/2 1 コ/								
	人事委員会の勧告								
区 分	民間の支給		公務員の		較差		勧 告	年間支給月数	
	割合	A	支給月数	В	А-В		(改定月数)		
R6年度		月		月		月	月		月
(34-)	4.60		4.50		0.10		0.10	4.60	



「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の (注) 支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取 り組むとされています。

①給料表の見直し

実施 未実施 []

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

【給料表の改定実施時期】平成28年4月1日 【内容】一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%(最大4.6%)引下げ。 激変緩和のため、3年間の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職との均衡を踏まえて見直しを実施。 (ただし医療職員は国、教育職員は県に準拠)

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び本市の支給割合)

	各年度の支給割合											
	平成	平成2	7年度	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	26年度	4月1日 時点	遡及改定後	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
熊本市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

- ・55歳昇給停止 (2年間の経過措置有)
- ・昇格対応表見直し(昇格時給料抑制)・地域手当引上げ(国準拠)(東京事務所等職員及び医療職員)・退職手当支給水準調整(国準拠)
- ・管理職手当引上げ(平成31年3月31日まで3%減額)
- ・期末勤勉手当の管理職加算新設(5年間の経過措置有)
- ・単身赴任手当引上げ(国準拠) ・人事評価結果の給与への反映
- 月額特殊勤務手当の日額化

(6)	特部	書項

(7) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
熊本市	41.7 歳	320,300 円	397,073 円	346,245 円
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.9 歳	322,777 円	435,054 円	383,177 円

※国ベースの平均給与月額は、平均給料に基本となる手当を加算したものであり、時間外勤務手当等、毎月変動する手当を除いたものです。

②技能労務職

	公 務 員				
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(A)	(国比較ベース)
熊本市	55.8 歳	358 人	346,700 円	387,268 円	358,215 円
清掃職員	55.1 歳	121 人	359,900 円	421,059 円	375,769 円
学校給食員	54.7 歳	54 人	328,800 円	343,115 円	338,022 円
守衛	56.1 歳	12 人	360,300 円	497,016 円	373,025 円
用務員	57.2 歳	80 人	326,500 円	340,807 円	335,317 円
自動車運転手	55.7 歳	35 人	363,500 円	388,712 円	374,883 円
その他	55.9 歳	56 人	350,800 円	398,902 円	358,775 円
熊本県	56.0 歳	162 人	321,885 円	356,697 円	334,835 円
围	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円
類似団体	51.8 歳	883 人	310,861 円	390,058 円	362,447 円

		民 間				
区 分	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A /D		
	の類似職種		(B)	A/B		
清掃職員	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.34		
学校給食員	飲食物調理従事者	45.6 歳	225,600 円	1.52		
守衛	警備員	57.9 歳	208,800 円	2.38		
用務員	他に分類されない運搬・清 掃・包装等従事者	49.1 歳	244,800 円	1.39		
自動車運転手	乗用自動車運転者 (タ クシー運転者を除く)	58.2 歳	202,000 円	1.92		
その他	-	-	-	-		

	参考					
区 分	年収	ベース(試算値)の比較				
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D			
熊本市	-	-	-			
清掃職員	6,890,808 円	4,376,300 円	1.6			
学校給食員	5,752,380 円	3,012,200 円	1.9			
守衛	7,738,192 円	2,604,300 円	3.0			
用務員	5,565,184 円	3,297,300 円	1.7			
自動車運転手	6,507,144 円	2,561,700 円	2.5			
その他	6,530,224 円	- 円	-			

[※] 民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」を基に総務省が調整し、情報提供されたデータを使用しています。 (令和3~令和5年の3ヵ年平均)

[※] 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者、③1 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、1 4月及び1 5月に、それぞれ1 8日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいいますが、本市データの基礎となる職員は民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(パート、アルバイト職員)はデータの基礎から除かれている点で(C)と(D)とはデータの基礎が異なります。

^{※ 「}職務区分」と「対応する民間の類似職種」は、年齢、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

[※] 年収ベースの「公務員 (C) 」及び「民間 (D) 」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職(高等(特別支援・専修・各種)学校教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	45.9 歳	384,000 円	421,303 円
熊本県	46.0 歳	386,206 円	432,129 円
類似団体	43.1 歳	361,573 円	439,388 円

④教育職(小·中学校(幼稚園)教育職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	43.5 歳	354,800 円	386,563 円
熊本県	44.5 歳	364,829 円	402,966 円
類似団体	40.3 歳	346,574 円	416,577 円

⑤教育職 (その他の教育職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本市	51.8 歳	372,200 円	476,943 円
熊本県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

(8) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	熊本市	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	204,500 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	171,300 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	173,700 円	— 円
	中 学 卒	- 円	156,700 円	— 円
教育職	大 学 卒	226,100 円	226,100 円	— 円
	高 校 卒	- 円	- 円	— 円
消防職	大 学 卒	212,500 円	- 円	— 円
	高 校 卒	181,400 円	- 円	— 円

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	272,983 円	364,350 円	392,897 円	410,641 円
	高 校 卒	249,013 円	314,050 円	354,256 円	367,897 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	316,133 円	359,775 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	303,813 円	372,948 円	397,654 円	411,515 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	290,186 円	364,217 円	394,617 円	379,475 円
	高 校 卒	244,887 円	333,421 円	354,092 円	378,529 円

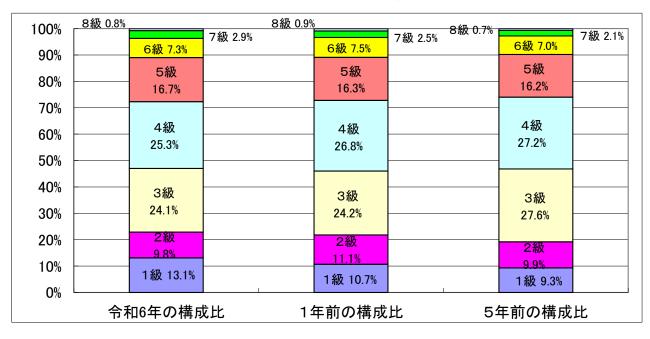
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用された場合は、採用後の年数をいいます。

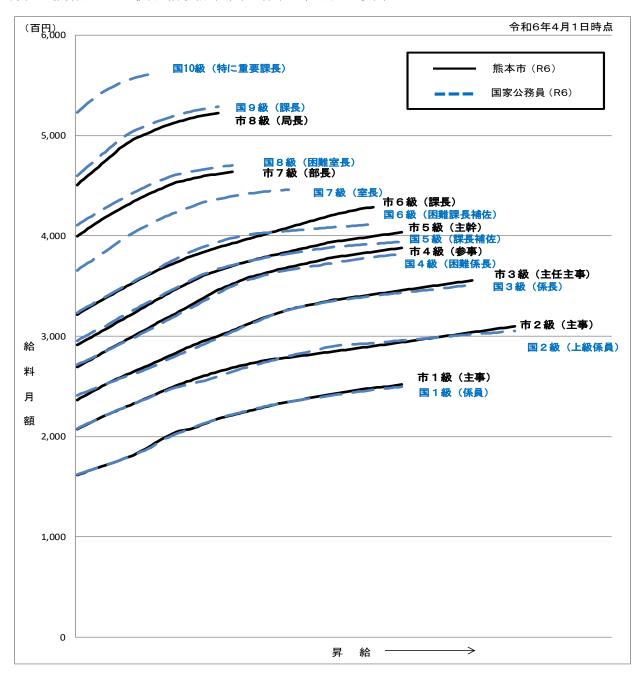
⁽注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。

(10) 一般行政職の級別職員数及び給料表(令和6年4月1日現在)

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額		
1	級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	人	%	円	円		
1	形义		415	13.1	161,700	251,700		
2		相当の知識、技術又は経験を必要とする業	人	%	円	円		
	ЛУХ	務を行う主事及び技師の職務	311	9.8	207,500	309,800		
3	3 級 主任主事及び主任技師の職務		人	%	円	円		
3	3 版 土压土争及 〇土 压权 即 少 取 伤	工任工事及び工任权即心地伤	765	24.1	236,500	355,600		
4	4 級 主査の職務	主査の職務	人	%	円	円		
4	ЛУХ	土土直,004联份	804	25.3	269,100	388,100		
5	級	主幹の職務	人	%	円	円		
3	ЛУХ	工中心外域分	531	16.7	291,300	403,600		
6	級	課長の職務	人	%	円	円		
0	ЛУХ	11木区 0 74以7为	231	7.3	321,600	428,700		
7	級	部長の職務	人	%	円	円		
_ ′	/IVX	ロルスマン作成の分	91	2.9	399,700	463,700		
8	級	局長の職務	人	%	円	円		
0	ЛУX	/FJ X V / 作取(分	25	0.8	450,800	522,300		

- (注) 1 熊本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。





(12) 昇給への人事評価の反映状況

	令和6年度中における運用	管理	職員	一般職員		
1	. 人事評価を活用している	C)		0	
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0	0	
	上位、標準の区分		0			
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
Þ	. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

(13) 期末手当・勤勉手当

熊	本 市	国		
1人当たり平均支給額(R	6年度)			
1,665	千円	_		
(R6年度支給割合)		(R6年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当		
2.5 月分	2.1 月分	2.5 月分 2.1 月分		
(1.4)月分	(1.0 月分	(1.4)月分 (1.0)月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等	による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		
・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%		・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (熊本市)

	令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		C)		0
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
E	7. 人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(14) 退職手当(令和6年4月1日現在)

熊	本	市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定	•定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	F
勤続20年	19.67 月分	24.59	月分	勤続20年	19.67 月分	24.586875 月分	分
勤続25年	28.04 月分	33.27	月分	勤続25年	28.04 月分	33.27075 月2	分
勤続35年	39.76 月分	47.71	月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	分
最高限度	47.71 月分	47.71	月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	分
その他の加算措置	定年前早期退職特	持例措置		その他の加算措置	定年前早期退職	特例措置	
	(割増率2~45%))			(割増率2~45%	6)	
(退職時特別昇給)	無						
1人当たり平均支給額	2,419 千円	21,057	千円				

- (注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。
 - 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(15) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)					29, 70	7 千円	
支給職員1人当たり	平均支給年額(R6	年度決算)			846, 765	5 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	数		国の制度(支給割	合)
東京都特別区	20 %		22	人		20	%
立川市	12 %		1	人		12	%
国分寺市	16 %		1	人		16	%
調布市	16 %		1	人		16	%
大津市	10 %		1	人		10	%
医師(歯科医師含む)	16 %		10	人		16.0	%
地域手当補正後ラスパイレ (ラスパイレス指数)	地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)					99. 8 9. 8)	

⁽注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(16) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (R6年度決算)	10年4月1日先任/				353,610 千円
支給職員1人当たり平均支約					112,008 円
職員全体に占める手当支給	. , . , . , . , . , . , . , . , . , . ,				33.1 %
手当の種類 (手当数)				17種(43月	手当)
手当の名称	主な支給対象職員	主な支糸	対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線取扱手当	放射線技師、看護師	放射線を人体 業に直接従事	に照射する作したとき。	1,840円	日額 230円
防疫等作業手当	職員	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律(平成10年法律第114 号)第6条第2項若しくは第 3項に定める感染症又は人 事委員会がこれらに相当す ると認める感染症の患者を 入院させる作業に直接従事 したとき。		0円	日額 250円
同上	職員	年末はに「フンラー を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	防)音高、、ザるに」 「防)第音点低そ家に は発病病の留いの表 があるに」 があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに があるに がいるた 命知に での に での に での に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。	0円	日額 380円 (著しく危険 であると人事委員会が認 める作業に従事した場合 にあっては、当該額にそ の100分の100に相当する 額を加算した額)

	T	T			
同上	職員	家畜伝染病のまん延を防止 するために行う作業(前号 の作業を除く。)で人事委 員会が定めるものに従事し たとき。	0円	日額	290円
特別作業手当	職員	行旅死亡人の収容作業、身 元確認作業若しくは火葬等 の立会作業又は行旅病人の 収容作業、身元確認作業等 に直接従事したとき。	1, 320円	1回につ	き 660円
同上	職員	人事委員会の指定する有害 農薬による病害虫防除作業 に直接従事したとき。	1,000円	日額	200円
同上	動植物園に勤務する職員	飼育作業に直接従事したとき。	2, 505, 750円	日額	500円
同上	精神保健指定医である職員 又は精神保健福祉室に勤務 する職員	精神保健指定医である職員 が精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律(昭和25 年法律第123号)に基づき 診察したとき、又は精積員 に基づき 相祉室に勤務する報積 同法に基づき精神保健指定 医の診察への立会い業務若 しくは移送業務に直接従事 したとき。	37, 410円	日額	290円
同上	区役所保健子ども課又はこ ころの健康センター若しく は保健所に勤務する職員	在宅の結核患者又は精神疾 患を有する者等の訪問指導 に直接従事したとき。	74, 980円	日額	230円
同上	職員	地上又は水面上10メートル 以上の足場の不安定な箇所 で工事等の検査、調査、指 導若しくは監督等の業務又 は構造物等の点検若しくは 補修作業に直接従事したと き。	0円	日額	200円
同上	職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又 り重大な災害が発生し、又 は発生するおそれがある状況下において屋外での災害 応急作業、巡回監視又は災 害状況調査等に直接従事し たとき。	337, 375円		500円 750円)
同上	職員	土地の取得等に係る交渉の 業務に直接従事したとき。	146, 200円	日額	400円
同上	土木センターに勤務する職員	交通を遮断することなく行 う道路の維持補修作業に直 接従事したとき。	2, 356, 950円	日額	300円
動物愛護センター業務手当	動物愛護センターに勤務する職員	野犬捕獲に直接従事したとき。	806, 400円	日額	800円
同上	動物愛護センターに勤務する職員	処分犬の処分作業に直接従 事したとき。	800円	日額	400円
清掃等作業手当	東部環境工場又は扇田環境 センターに勤務する職員	清掃作業又は汚泥若しくは 汚水の運搬作業に直接従事 したとき。	5, 212, 740円	日額	780円
同上	クリーンセンターに勤務す る職員	ごみの収集運搬作業に直接 従事したとき。	20, 978, 400円	日額	800円
同上	基盤整備課又は土木セン ターに勤務する職員	下水道、用排水路又は道路 側溝のしゅんせつ作業に直 接従事したとき。	494, 700円	日額	600円

同上	熊本城総合事務所又は土木センター	公園、熊本城又は道路にお けるごみの収集運搬作業に 直接従事したとき。	294, 420円	日額 280円
特殊清掃作業手当	東部環境工場に勤務する職員	ごみ焼却炉、ごみピット若 しくは汚水槽の内部点検清 掃作業又はクレーン上の点 検作業に直接従事したと き。	95, 125円	日額 250円
福祉業務手当	区役所保護課に勤務する職 員	福祉関係法規に基づく調査 指導に直接従事したとき。	8, 578, 250円	日額 500円
同上	保育園に勤務する職員又は 保育幼稚園課に勤務する職 員	保育業務に直接従事したとき。	6, 645, 525円	日額 150円
同上	児童相談所に勤務する職員	福祉関係法規に基づく相 談、調査指導、判定又は保 護に直接従事したとき。	8, 142, 500円	日額 1,000円
同上	障がい者福祉相談所に勤務 する職員	福祉関係法規に基づく相談、調査指導、判定又は保護に直接従事したとき。	110,800円	日額 800円
同上	こころの健康センターに勤 務する職員	福祉関係法規に基づく心理 判定又は相談に直接従事し たとき。	262, 600円	日額 650円
市税等事務従事手当	納税課、税制課、市民税課 (各税務室を含む。)、固 定資産税課、国保年金課に 勤務する職員	納税課、税制課、市民税課 (各税務室を含動務)する職員が、市税の職業 (各税務室税課に動務等に直員が、市税の賦課、調査、 (徴収又は差押の事務等に直接従事したとき。 国保年金課に勤務する職員 が、保険料の徴収事務に直接従事したとき。	11, 113, 500円	納税課又は国保年金課に 勤務する職員 日額 290円 その他の職員 日額 230円
同上	徴税職員 国保年金課に勤務し、国民又 健康保険料、医療名と は海別高齢に従事場所と は海別の 一部では 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で	滞納処分等のため外勤したとき。	183, 335円	日額 370円

消防手当	消防職員(機関員を除く)	火災現場、災害現場若しく は救急現場に出動したと き。	38, 718, 710円	1回につき 330円 (深夜においては410円)
同上	機関員	火災現場、災害現場又は救 急現場に出動したとき。	23, 194, 640円	1回につき 410円 (深夜においては510円)
同上	消防職員	救助工作車、はしご車、又 は救助資機材により救助作 業又は訓練作業に直接従事 したとき。	21, 684, 960円	1当務につき330円
同上	消防職員	特殊危険物質(サリン(メ サルホスホノフルオリド酸 イソプロビルをいう。)及 びサリン以上の又はサリン に準ずる強い毒性を有する 物質をいう。)又はその疑 いのある物質の処理作業に 直接従事したとき。	0円	日額 2,600円
同上	消防職員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。	0円	日額 4,000円
同上	消防職員	救急救命士が救急救命に関 する業務に直接従事したと き。	11, 300, 400円	1当務につき800円 (日勤者にあっては勤務1 日につき400円)
医療等業務従事手当	医療職員給料表の適用を受ける職員のうち、医療等業務に従事したもの。 動物愛護センター又は動植物園に勤務する獣医師のうち、医療等業務に従事したもの。	-	10, 027, 200円	日額 4,200円以内
教員特殊業務手当	教育職員給料表(1)又は教育職員給料表(2)の1級、2 級又は特2級の職員	特定の業務に従事した場合 において、その業務が心身 に著しい負担を与えると人 事委員会が認める程度に及 ぶとき。	144, 690, 900円	日額 8,000円以内
教育業務連絡指導手当	市立幼稚園、市立小等校、 市立中学校、市立高等学校、 市立中学校、市立信等学の表 中立特別支援養護別で 大といる。 教育委員会規則の である教務主任その他難で に等でその職務が員会り るとして職務を として職務を として職務を といる教務を は養護教諭 るとして職務を といる教務を は、 数論、教諭 と、 数論、教諭 と、 数音を と、 と、 と、 と、 、 教諭、 教諭 、 教 、 教 、 教 、 教 、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	当該担当に係る業務に従事したとき。	34, 642, 600円	日額 200円
多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生 徒で編制されている学級を 担当する主幹教諭、 財教論又は講師であって、 人事委員会が定めるもの	当該学級における授業又は 指導に従事したとき。	230, 550円	3の学年の児童又は生徒で 編制されている学級にお ける授業又は指導に従事 日額 350円 2の学年の児童又は生徒で 編制されている学級にお ける授業又は指導に従事 日額 290円
入学者選抜業務手当	援学校及び市立総合ビジネ	入学者の選抜に係る学力検査の問題の作成者しくは終 点又は調査書その他必要な 書類による判定資料の作成 を行ったとき。	737, 700円	1時間につき300円

<u> </u>		1		ı
死体処理手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害であって、当該基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する影像、第対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処関するため死で人事委員会が定めるものに、使事したとき。	0円	作業に従事した日1日につき1,000円(人事委員会が定める場合にあっては、2,000円)を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は、4,000円を超えない額)
特例特別作業手当	職員	特定大規模災害に対処する ため屋外での災害応急作 業、巡回監視又は災害状況 調査等に引き続き5日を下 らない範囲内において人事 委員会が定める期間以上直 接従事したとき。	0円	作業に従事した日1日につ き1,000円を超えない額 (夜間おいては、1,500円 を超えない額)
災害応急作業手当	職員	原子力災害 特別 指置 6 号) 5 第15条第 15条第 15 年 15条第 2 9 15条第 2 15条第 2 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	0円	作業に従事した日1日につ き40,000円を超えない額
同上	職員	前号に規定する場合において、特定原子力事業所の敷 地内において行う作業のう ち前号に掲げるもの以外の ものに従事したとき。	0円	作業に従事した日1日に つき20,000円を超えない 額
同上	職員	第1号に規定する場合において、特定原子力場等所に掲定原子力事業所に係る原子力災害対策特別定本の展示を第2項の対策の提高が表のである。 で、第20条子力災害対策特別定本部長の地方公共団体の投票が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表が表がである。 がで、第2条の地元である。 対する指示に表す。 対する指示に表す。 対する指示に表す。 がで、前2号に掲げるものを除く。)に従事したとき。	0円	作業に従事した日1日に つき10,000円を超えない 額(心身に著しい負担を 与えると人事委員会が認 める作業に従事した場合 にあっては、20,000円を 超えない額)

(17) 時間外勤務手当

支	ź	給	身	€	績	(R6	年	度	決	算	Į)	1,901,170 千円
職	員	1	人	当 ;	たり	平均	支 給	年 額	(R6	年	度 決	Ļį	算)	364 千円
支	ź	給	身	₹.	績	(R5	年	度	決	算	Í)	1,987,549 千円
職	員	1	人	当 ;	たり	平均	支 給	年 額	(R5	年,	度 決	ţ j	算)	380 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(18) その他の手当(令和6年4月1日現在)

(18) その他の手当	(令和6年4月1日現在)						
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実 (R6年度)		支給職員1人当7 平均支給年額 (R6年度決算)	į
扶養手当	○配偶者 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (7級職員 3,500円、8級職員 支給なし) ○加算措置 16歳から22歳までの間にある子 1人につき5,000円加算	同	-	898, 926	千円	250, 992	円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000 円を限度に支給	異	家賃の額に応 じて28,000円 を限度に支給	695, 939	千円	311, 173	円
通勤手当	○電車・バスなどを利用する場合 運賃に応じて55,000円を 限度に支給 ○自動車などを利用する場合 使用距離に応じて3,300 円~23,000円を支給	異	自動車などを 利用する場合 の、使用距離 区分	687, 270	千円	84, 335	田
管理職手当	給料表の別及び職員の職に 応じて51,700円〜113,600 円を支給	異	役職により俸 給月額の 25/100以内を 支給(国の制 度)	610, 969	千円	785, 475	円
休日勤務手当	○休日等に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額 に100分の125から100分の150 までの範囲内で支給	同	_	373, 234	千円	440, 958	円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間、月額308,600円以内を支給	同	-	29, 822	千円	2, 982, 210	円
単身赴任手当	勤務公署を異にする異動に 伴い住居を移転し、やむを 得ない事情により同居して いた配偶者と別居し、単身 で生活することを常況とす る職員	同	_	12, 463	千円	844, 982	円
特地勤務手当	○芳野分室及び金峰山少年 自然の家に勤務する職員 給料月額の100分の1を支 給	異	俸給及び扶養 手当の月額の 合計額の 25/100以内を 支給(国の制 度)	144	千円	47, 955	円
宿日直手当	○一般の宿日直 6,700円 ○医師の宿日直 21,000円	異	一般 4,400 円	2, 834	千円	272, 074	円
管理職員特別勤務手当	職務により10,000円以下	異	○職務により 12,000円以下	6, 874	千円	95, 249	円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5 時までの間に勤務する場合、勤務1時間当たりの給 与額の100分の25を支給	冏	_	44, 262	千円	68, 429	円
義務教育等教員特別手 当	○教育職員給料表(1)又は 教育職員給料表(2)の適用 を受ける職員 月額8,000 円以内を支給	同	-	232, 085	千円	63, 378	円

(19) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

	区		分	給	料		月		額		等
							(参考)類似団体は	こおける』	最高/最低額	
給	市		長		1, 193, 000	円		1, 599, 000) 円/	500,000	円
				(-	円)					
料	副	市	長		949,000	円		1, 285, 000) 円/	841,000	円
., ,				(-	円)					
	議		長		822,000	円		1, 179, 000) 円/	779,000	円
報				(-	円)					
	副	議	長		748,000	円		1,061,000) 円/	707,000	円
				(-	円)					
酬	議		員		678,000	円		953,000) 円/	648,000	円
				(-	円)					
	市		長	(R6年度	支給割合)						
期	副	市	長		3. 45		月分				
期末手	議		長	(R6年度	支給割合)						
当	副	議	長		3. 45		月分				
	議		員								
				(算定方	式)		(1期	明の手当額)		(支給甲	寺期)
退職手当	市		長	1, 193, 000円	×在職月数×0.51		2,	920 万	円	任期、	ごと
当	副	市	長	949, 000円×7	 宝職月数×0.24		1,	093 万	円	任期	ごと
	備		考		See Herry 2 7 2 2 2			•			

⁽注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(R6.4.1 現在)

(1) 勤務時間等の状況(通常勤務職場)

勤務時間	休憩時間	週休日		
8:30~17:15	12:00~13:00	土曜日・日曜日		

(2) 休暇の設置状況

	プログラス は できます ひょう こうしゅう こうしゅう こうしゅう ひょうしゅ ひょうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅう しゅうしゅう しゅう	
	事由	期間
年次有給休暇		2 0 日以内
病気休暇		9 0 日以内
	結婚休暇	5日以内
	妊娠中の通勤緩和	1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
	妊娠障害休暇	1 4 日以内
	産前休暇・産後休暇	出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合は14週間
		目)に当たる日から出産の日まで
		出産の日の翌日から8週間
	育児時間	子が3歳になるまで、1日につき2回・計90分以内
り 特別休暇	配偶者分娩休暇	配偶者が出産予定2週前から出産後2週の間、3日以内
(主なもの)	男性の育児休暇	配偶者が出産予定8週前から出産後1年の間、当該出産
(土なりり)		に係る子または小学校就学の始期に達する子を養育す
		る場合、5日以内
	子の看護休暇	子が中学校に就学するまで、一年度中5日以内(対象と
		なる子が複数いる場合は10日以内)
	忌引休暇	続柄に応じて1日から7日
	夏期休暇	5日以内
	永年勤続表彰休暇	30年-4日以内
		20年-2日以内

5 職員の休業に関する状況(R6年度実績)

休業等の取得状況

	取得者数					
休業等区分	男性	女性	計			
育児休業	132	181	313			
育児部分休業	5	70	75			
育児短時間勤務	1	11	12			
自己啓発等休業	0	0	0			
配偶者同行休業	0	0	0			

[※]休業等については、令和6年度で新たに休業等を取得した者の数を計上しています。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況(R6年度実績)

(1) 懲戒処分の状況

	戒告	減給	停職	免職	計
人 数	7	3	6	5	2 1

[※]懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う不利 益処分です。

(2) 分限処分の状況

	降任	免職	休職	降給	計
人数	1	0	1 1 4	0	1 1 5

[※]分限処分とは一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

7 職員の服務の状況

職員の服務規律の遵守を徹底するために次の取組を実施しています。

- ・厳正な服務規律の遵守に関する依命通達
- · 公務員倫理研修
- ・営利企業等の従事許可

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の適正を確保するために次の措置を講じています。

- ・再就職者による依頼等の規制
- ・再就職情報の届出及び公表
- ・再就職あっせんの制限

[※]休職については、令和6年度中に休職となっている者の数を計上しています。

9 職員の研修の状況

(1) 市長事務部局

				延べ人員
-	£+ □·! → · / ·			令和6年度
1	特別研修			658人
	₩	公務員倫理研修		658人
2	基本研修			4,994人
		新規採用職員研修		287人
		新規採用職員フォロー研修	見方はこ ラロボル	228人
		新規採用職員定期研修/若手職		1,917人
		若手職員向けスキルアップ研修 採用4年目職員研修	(ピノーーング)	<u>834人</u> 162人
		採用8年目職員研修		119人
		孫用6年日職員研修 新任作業長・主任研修		119人
		主查級昇任者研修		121人
		主幹級昇任者研修		117人
		工		58人
		課長級昇任者研修		68人
		判断力強化研修		192人
		課長級3年目職員研修		61人
		人材マネジメント力強化研修		63人
		ライフ&キャリアデザイン研修	(30歳職員)	92人
		ライフ&キャリアデザイン研修	(40歳職員)	94人
		ライフ&キャリアデザイン研修	(50歳職員)	92人
		ベテラン職員キャリア研修		297人
		1次評価者人事評価研修(人事課)		136人
	\== ! · · · ·	2次評価者人事評価研修(人事課	主催)	42人
3	選択研修			1,209人
		接遇マナー&応対力向上研修		73人
		ご機嫌なチームの作り方		255人
		公務員の服装・着こなし研修 女性職員エンパワーメント研修		106人
		女性職員エンハリーメント研修 スキルアップ研修(eラーニンク	<i>j</i> ")	131人
5	派害开展		.)	644人
Э	派遣研修	事例調査派遣研修(国内)		176人
		事例調宜派運研修(国内) 自治大学校		<u>2</u> 人 3人
		日 行 子 父 早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会		3人
				3人
		肥後銀行『幹部養成教養教育』 市町村アカデミー		1 1
		<u>巾町村アカテミー</u> 熊本県市町村職員研修協議会		167人
6	職場研修			21,922人
O	41以2勿4丌16	職場指導員研修		199人
		職物指令員が19		73人
		すまいる向上キャンペーン		10,700人
		職員倫理意識向上の職場研修		10,700人
		職場派遣研修		17人
		接遇リーダー養成講座		18人
		先輩職員とつながる場		87人
		職員寺子屋研修		128人
7	自主研修			61人
				61人
		l	自主学習グループ活動支援	18人
		資格取得・自己啓発支援	資格取得支援	21人
			大学公開講座受講支援	3人
		A 71 (72 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	eラーニング(自治大学校)	19人
		合計(延べ人数)		29,020人

(2) 上下水道局

研修名	受講者数
新規採用職員及び新規転入者研修	11人
施設見学研修	18人
災害対応研修	55人
熊本市上下水道管路情報システム操作研修	40人
新規採用及び新規転入者のためのダクタイル鉄管配管実技研修	13人
工事成績採点に関する研修会	135人
法務研修	10人
上下水道局契約事務研修	69人
派遣研修及び業務報告会	26人
上下水道一体での災害対応について	15人
漏水調査に関する技術研修会	13人
下水道管路維持管理に関する技術研修会	10人
技術セミナー「水道用鋼管の基礎知識」	7人
技術セミナー「ダクタイル鉄管の基礎知識」	5人
技術セミナー「配水用ポリエチレン管の基礎知識」	5人
ダクタイル鉄管の設計施工に関する技術研修会	14人
内部講師(下水道管渠)候補生育成研修	2人
配水用ポリエチレン管に関する技術研修会(中級編)	13人
技術研修会「熊本の地下水及び井戸(掘削及び維持管理) [基礎編]」	13人
内部講師(上水道施設)候補生育成研修	3人
コンクリート施設の防食技術研修会	17人
熊本市の水道水質と検査に関する技術研修会	25人
下水道局BCP訓練	31人
分務管理研修	189人
上下水道事業経営戦略研修	219人
上下水道財政研修	165人
安全衛生講習 メンタルヘルス研修	26人
上下水道局パワーハラスメント防止研修	221人
ベテラン職員から学ぶ「かたりべ」研修	70人
安全衛生講習(土木技術者編)	20人
安全衛生講習 熱中症対策勉強会	26人
安全衛生講習 第二種酸素欠乏講習会	14人
安全衛生講習(電気・機械技術者編)	21人
安全衛生講習 墜落制止用器具	18人
水道用バルブに関する技術講習会	10人
上下水道分野の官民連携とウォーターPPPについて	9人
上下水道局契約・会計事務研修	50人
下水道人材育成研修	34人
上水道防災訓練	42人
計	1684人

(3) 病院局

研修名	受講者数
接遇研修	16人
感染対策研修	3276人
医療安全研修	1132人
栄養管理研修	53人
症例検討	23人
BLS研修	50人
看護必要度研修	445人
ICLS研修	18人
臨床検査業務研修	25人
出張報告研修	12人
視能訓練業務研修	147人
放射線業務研修	139人
リハビリ業務研修	16人
職員倫理意識向上の職場研修	66人
臨床工学業務研修	3人
人権教育研修	38人
スマイル向上キャンペーン	32人
学会等派遣	100人
計	5591人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

令和6年度(2024年度)職員厚生会事業(実績)

団体の名称	熊本市職員厚生会
会員数	10,791名
公費負担額	64,374,061円
会員負担・その他収入額	214, 935, 610円
事業主:職員の負担割合	1.5/1,000:4.0/1,000

(事業の概要)

事業名	主な概要
給付事業	結婚、出産祝金等(10種類)
貸付事業	厚生貸付金、災害貸付金
厚生事業	人間ドック補助、ウォーキングキャンパーン等
カフェプラン事業	資格取得利用、書籍購入利用 等
	グループ保険・全国市長会任意共済保険・全国都
収益事業	市職員災害共済会事務、各生命保険・損害保険の
	団体取扱事務、公務員賠償責任保険事務 等

人事委員会の業務の状況

人事委員会は、地方公務員法第7条に基づき設置される人事行政に関する、専門的・中立的な第三者機関で す。その権限および主な業務は、次のとおりです。

1 権限

- (1) 主な行政的権限
 - ① 人事行政に関する調査、研究等
 - ② 給与等に関する議会及び長への報告及び勧告
 - ③ 競争試験又は選考の実施
 - ④ 労働基準監督機関としての職権行使
 - ⑤ 職員の苦情の処理
- (2) 準立法的権限

人事委員会規則等の制定改廃

- (3) 準司法的権限
 - ① 勤務条件に関する措置要求の審査
 - ② 不利益処分についての審査請求の審査

2業務の状況

(1) 令和6年(2024年)職員の給与等に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和6年(2024年)10月7日に、市議会及び市長に対して給与等に関する報告及び勧告を 行いました。その概要は、次のとおりです。

〈報告の内容〉

- ① 給与の改定について
 - 月例給について、職員給与が民間給与を9,836円(2.78%)下回った。本市の実情及び人事院勧告の内 容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要
 - 特別給(期末手当及び勤勉手当)について、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支 給割合を0.1月分下回った。人事院勧告における特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の期末手当 及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることが必要

② 人事管理について

- 職員の任用について
- ・人材の確保について

全庁をあげて採用広報活動に取り組むべく、令和5年度に創設したリクルーター制度を活用し、各部局か ら 選出されたリクルーターと共に、更なる採用広報活動の推進を図る。

また、令和7年4月採用予定の大学卒業程度の採用試験において「早期枠」を新設し、教養試験や専門試 験に替えて、テストセンター方式で基礎能力試験を実施するなど、より受験しやすい環境を整備した。

今後も有為な人材を確保していくため、広報活動を推進するとともに、採用試験制度について、引き続き 調査・研究を行う。

なお、獣医師については、近年、受験者数が採用予定者数に達していない状況が続いており、他自治体 との均衡を考慮したうえで、初任給調整手当の支給について検討する必要がある。

いずれの職種においても、職員が、働きやすい環境においてその能力を発揮して仕事に取り組めるよう、職 場環境を整備することが必要

- 勤務環境の整備について
- ・時間外勤務の縮減について

労働基準監督機関として、引き続き時間外勤務の実態把握に努めるとともに、長時間労働の是正に向け て、各所属における時間外勤務の縮減への意識付け等に取り組む。

・男性職員の育児に伴う休暇等の取得、年次有給休暇の年間平均取得日数は熊本市特定事業主行動計 画における目標値を上回っている。また、女性管理職の割合(一般行政職及び全職員)も同計画における目 標値に達している。今後も、全ての職員にとって働きやすい勤務環境の整備に取り組むことが必要

・メンタルヘルス(心の健康)対束について

「第三期 熊本市職員の心の健康づくり計画」に基づき、働くことを楽しいと感じる職員の割合の増加を目標 に、今年度は監督職に対する支援体制を整備し、その内容の周知を行っていくこととされている。同計画に基 づく心の健康の保持・増進に継続的に取り組むことを要請

・ハラスメント防止対策について

ハラスメントに関する相談は依然として見受けられる。近年は、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)についても関心が高まっており、本市においても、国の法令改正等を注視するとともに、対策に取り組んでいくことが必要

③ コンプライアンスの推進及び公務員倫理の確保について

職員の不祥事は、一部の者による職務外の行為であっても、市民の信頼を損ない、他の職員にも多大な影響を及ぼす。職務上はもとより職務外においても、公務員としての倫理観、法令順守の意識の醸成に引き続き取り組むよう要請

〈勧告の内容〉

① 給料表等

現行の行政職員給料表等について、本市の実情及び人事院勧告の内容等を勘案し、民間給与との較差を解消するよう改定すること。

行政職員給料表以外の給料表(教育職員給料表(1)及び教育職員給料表(2)を除く。)等については、行政職員及び対応する国家公務員との均衡を考慮して改定すること。

教育職員給料表(1)、教育職員給料表(2)等については、行政職員との均衡を考慮して改定すること。ただし、これまでの教育職員の給与改定に係る経緯等を踏まえ、熊本県における改定状況も考慮すること。

② 期末手当及び勤勉手当

報告の内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

③ 改定の実施時期

この改定は、令和6年(2024年)4月1日から実施すること。ただし、期末手当及び勤勉手当について、令和6年(2024年)12月期の支給に関する改定は令和6年(2024年)12月1日から、令和7年(2025年)6月期以降の支給に関する改定は令和7年(2025年)4月1日から実施すること。

(2) 採用の状況

①採用試験

1)採用試験								
				第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分		職種	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
				A	合格者数	受験者数	В	A/B
			人	人	人	人	人	俉
	事	***	438	277	126	117	63	4.
	事		8	5	5	5	3	1.
	学		27	17	9	9	5	3.
	社		26	18	10	10	8	2.
	心		15	11	8	7	4	2.8
大学卒業程度等		土 木	20	9	6	5	5	1.8
		建築	7	5	5	5	3	1.
	技	機械	10	7	3	2	1	7.0
	術	電気	2	1	1	1	1	1.0
	職	化学	13	7	4	4	4	1.8
		農業	14	8	8	7	4	2.0
		造園	3	2	1	1	1	2.0
免許資格職 (大学卒業程度等)	保	. 健 師	35	24	19	18	10	2.4
	事	務 職	173	133	67	53	31	4.
	学	校事務職	17	8	7	5	3	2.
		土 木	28	25	18	13	11	2.3
高等学校卒業程度	技	建築	6	4	4	3	2	2.0
	術	機械	10	8	3	2	1	8.0
	職	電 気	18	15	6	5	2	7.5
		造 園	2	2	2	1	1	2.0
	上	級消防職	102	73	22	22	11	6.0
消防職	初級消防職		165	131	24	19	12	10.
	初 (s	J 級 消 防 職 救 急 救 命 士)	27	20	7	7	2	10.
ĺ	合 討	<u> </u>	1,166	810	365	321	188	4.

採用試験(追加募集)

A/IPMX(短/JPS来/									
				第一次	第一次	第二次	最終	倍率	
試験区分		職種		申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
					A	合格者数	受験者数	В	A/B
	心	理 相	割談 員	8	7	7	4	2	3.5
大学卒業程度	技	土	木	6	4	4	3	3	1.3
八子午未住及	術	電	気	1	0	0	0	0	_
	職	化	学	14	11	5	4	1	11.0
승 카			29	22	16	11	6	3.7	

②採用選考試験

2)採用選考試験								
				第一次	第一次	第二次	最終	倍率
試験区分		職種	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
				A	合格者数	受験者数	В	A/B
上級職			人	人	人	人	人	倍
形义引载	文	化財専門職	12	12	9	8	3	4.0
	襟	医 師	1	1	1	1	1	1.0
<i>1</i> 2. → <i>1</i> 17. → <i>1</i>	薬	剤 師	4	3	3	3	3	1.0
免許資格職 (大学卒業程度)	管	理栄養士	53	29	7	7	2	14.5
(八子十六年及)	助	, , ,,,	5	5	5	4	2	2.5
	学	芸員(考古学)	6	3	3	3	1	3.0
	看	護師	26	23	15	13	6	3.8
	理	学療法士	16	12	5	5	1	12.0
免許資格職	言	語 聴 覚 士	5	5	5	5	1	5.0
(中級職)	保	计 有 士	45	41	34	32	17	2.4
	臨	床検査技師	27	15	5	2	1	15.0
	給	食栄養士	29	18	11	9	4	4.5
	事	務職	270	227	38	36	18	12.6
	事	務職(情報)	1	1	1	1	1	1.0
	事	務職(法務)	5	4	4	3	1	4.0
		土 木 A	4	4	4	4	4	1.0
社会人経験者等 対象	技術	土 木 B (10月採用)	2	2	1	1	0	_
	職	建築	5	5	4	3	1	5.0
		機械	5	4	4	4	2	2.0
		電気	5	4	3	3	2	2.0
	動	」物 専 門 職	10	9	7	6	2	4.5
to the Mark	管	現 栄 養 士	10	7	5	5	1	7.0
免許資格職 (社会人経験者	理	学療法士	18	16	6	6	1	16.0
対象)	族	科 衛 生 士	15	12	5	5	1	12.0
/13/	言語聴覚士		8	7	5	5	1	7.0
ではない、世	事	務職	39	33	27	27	10	3.3
障がい者 対象		学校事務職	27	22	6	6	1	
^;	(内数 併願者)	25	21	5	5	0	
就職氷河期世代 対象	事	務 職	254	210	16	11	5	42.0
	合 計		907	734	239	218	93	7.9

採用試験(追加募集)

試験区分		職種		申込者数	第一次 受験者数	第一次試験	第二次試験	最終 合格者数	倍率
					Α	合格者数	受験者数	В	A/B
免許資格職	獣	医	師	0	0	0	0	0	_
(大学卒業程度)	薬	剤	師	0	0	0	0	0	_
合 計			0	0	0	0	0	_	

③採用選考(承認)

◎沐川医与(承応)						
区分	任命権者 区分 職			病院事業 管理者	交通事業 管理者	計
			人	人	人	人
		局長級				
		部長級	2			2
一般職		課長級	1			1
(医師を除く。)		主幹級	2			2
		主査級				
	主任	主事·主任技師	1	1	3	5
	=	主事•技師	4	1		5
		副院長				
		部長級				
		科部長		1		1
		課長級				
	医師	医長		3		3
	歯科	主幹級				
	医師	主査級				
スの他の脱	T HI	医員		10		10
その他の職		医員補				
		嘱託員				
		特別顧問				
		薬剤師				
		作業療法士				
	1	言語聴覚士				
	臨	床検査技師				
		看護師		74		74
		局長級				
		部長級	2			2
任期付職員 任期付職員		課長級				
17.797171400日		主幹級				
		主事・主任技師				
		主事·技師				
	計	ひょぎタ 仁正 壬巳 /	12	90	3	105

[※]市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(3) 昇任の状況 ①課長級・主査級

<u></u> 以課長級·土 企 級						
		第一次	第一次	第二次	最 終	倍率
試験区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
		Α	合格者数	受験者数	В	A/B
	人	人	人	人	人	倍
課長級	177	169	83	82	55	3.1
主査級 (34歳~41歳)	249	230	113	112	75	3.1
主査級 (42歳以上)	38	35	35	35	35	1.0
計	464	434	231	229	165	2.6

②消防吏員昇任試驗

4	公 有防火具升性武鞅									
			第一次	第一次	第二次	最終	倍率			
	試験区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数				
			A	合格者数	受験者数	В	A/B			
ſ		人	人	人	人	人	倍			
	消防司令	42	42	21	21	14	3.0			
	消防司令補	87	85	26	26	17	5.0			
	消防士長	53	53	29	29	19	2.8			
Ī	計	182	180	76	76	50	3.6			

28

③昇任選考(承認)

任命権者職	市長	教育委員会	交通事 業管理 者	上下水 道事業 管理者	消防長	病院事 業管理 者	計
	人	人	人	人	人	人	人
局 長 職	7	1			1		9
部 長 職	43	2		2	5	2	54
課長職	2					4	6
主 幹 職	102	4		5	13	5	129
主 査 職	16	5	1			2	24
小 計	170	12	1	7	19	13	222
消防司監							
消防正監					3		3
消防監					8		8
消防司令長					9		9
消防司令							
消防司令補							
消防士長						_	
小 計			_		20	_	20
計	170	12	1	7 ミロムよ	39	13	242

[※] 市長には、議会事務局及び各行政委員会を含む。

(4) 転任の状況

①職種変更試験

		第一次	第一次	第二次	最終	合格率
区分	申込者数	受験者数	試験	試験	合格者数	
		A	合格者数	受験者数	В	B/A
	人	人	人	人	人	%
事 務 職	0	l	-	-	-	ı
技術職(土木)	0	ı	-	-	-	-
消防職	0	_	_	-	-	-
計	0	0	0	0	0	_

②転任(承認)

転任前の職種	転 任 後 の 職 種	人数
		人
教諭	指導主事	11
学校事務職	事務職	2
運輸職	事務職	0
THE STATE OF THE S	+	13

- (5) 勤務条件に関する措置要求の状況 件数:なし
- (6) 不利益処分に関する審査請求の状況 件数:3件